

知的障害児（者）の芸術と創作活動とその援助

著者	本間 真宏, 堀尾 恵太郎
雑誌名	東京家政大学研究紀要 1 人文社会科学
巻	44
ページ	137-144
発行年	2004
出版者	東京家政大学
URL	http://id.nii.ac.jp/1653/00009145/

知的障害児(者)の芸術と創作活動とその援助

本間 真宏*, 堀尾 恵太郎**

(平成15年10月2日受理)

A Study on the Creative Activity and Assistance of an Intellectually Handicapped child

HONMA, Masahiro and HORIO, Keitaro

(Received on October 2, 2003)

キーワード：障害児教育，障害児芸術，ノーマライゼーション，援助職員

Key words: education of handicapped children, disability art, normalization, care worker

はじめに

近年，社会福祉の発展と各種法律等の整備により，障害児(者)を取り巻く環境が変化してきている¹⁾。とりわけ社会福祉基礎構造改革による「措置」から「契約」への移行，支援費制度によるサービス選択権の創設など，より自己決定が重要となってきた。その一方で，障害児(者)入所施設の現状を見ても，なお旧来の流れを引きずったままの状況である。いまだに確立していない指導方法，全体の生活の流れを中心にした活動等，障害児(者)の権利が拡大している一方で，個々の生活指導の分野ではまだ立ち遅れていることは否めない。特に生活の質という部分はいぶち遅れている。学校生活と異なり，日常生活を送る場として存在している入所施設はどうしても生活指導を中心に行なわれてしまう。しかし，人間が社会生活を送る上で，重要な部分として考えるのは余暇活動ではないだろうか。音楽に触れ，作画をするといった行為は，豊かな生活を送る上で必要なことであると考えられる。また，障害の重い人は，日中活動等で芸術活動を行なわれておりその必要性が認識されているといえる。

障害を持つ人々にとっての芸術活動は，どのような方向にすすめばよいのだろうか。現在障害児(者)芸術の進むべき方向として二つの方向性が考えられる。ひとつは「障害」ということを表に出し，限られた空間でその

活動を行なうことである。もうひとつは，障害ということを配慮せず(少し強い言葉を用いている)一般の人々と同様に対応するといった，障害に配慮した形での活動である。もう一方は，障害というのは個性であり，健常者と同様に活動ができる。または若干の配慮を行なうことによって，同様の作品レベルを作ることができるというものである。何にしてもその能力も「障害児(者)」としてのフィルターを通した物であり，一個人としての評価が行なわれているのだろうか。

社会福祉全体で「バリアフリー」とか「インクルージョン」が叫ばれ，社会福祉従事者のみならず行政機関等も努力している。このような流れの中，障害児(者)の芸術活動も含まれるべきであると単純に考えてしまうが，実際にはそのようなことは行なわれていない。障害児(者)の創作する芸術作品には，健常者の作品とは異なる視点から創作されており，できあがった物もどこか神秘的なものがある。そういった作品があるのにどうしても障害児(者)といったグループで分けられ，そうしたフィルターで見られがちである。そのことは，障害児(者)芸術の発展の妨げになっていないのだろうか。

障害児(者)の芸術活動は，その活動と裏腹にその目標と現実がかけ離れているといえる。私たちは日常的に障害者の作品を見ることができのだろうか。一般の博物館で普通の作品と同様に並べられ，そして閲覧することができるのであろうか。本当の芸術活動としての評価がなされているのだろうか。本研究では，このような知的障害児(者)の芸術活動の位置づけとその意義，今後の方向性を考えていきたいと思う。

* 社会福祉研究室

** 川崎市立しいのき学園

1. 山下清が障害児(者)芸術に与えた影響

知的障害児(者)芸術を取り上げる上で必ず避けることができないものとして、山下清の存在があげられる。ある財団のパンフレットに「第2の山下清画伯をめざして障害児(者)の芸術活動に取り組む」と書いてあるように、山下清は障害児(者)芸術の中では大きな存在となっている。そこで、山下清の半生とその作品について振り返ってみる²⁾。

山下清は、大正11年に東京で生まれた。3歳の時の消化不良による軽い吃りがあったのと、家庭環境の悪さから軽い知的障害を持っていた。知能指数は68程度で、当時の判定だと魯鈍、現在では軽度の知的障害児であった。軽い知的障害からのイジメや家庭環境が劣悪だったため、素行不良の少年として過ごしていた。そのため、粗暴な少年として判定され、1933(昭和9)年千葉県市川市にある知的障害児施設(当時は精神薄弱児救護施設)八幡学園へ収容された。八幡学園創始者で園長の久保寺保久は、その当時貼り絵を授業の一環として採用していた。その際に「特異児童中所謂精神薄弱児に関してその陶冶上最効果のあることを考慮しつつありしが、其要件として左の諸点を考慮し教育に実効であることを期せり」といい、貼り絵を授業の一環として採用した。そのとき利用者の一人であった山下清は貼り絵に興味を示し、他の利用者が色紙で家や山を張るのに苦労していた一方、ただ色紙を貼っていくのではなく、色の濃淡や紙縫りのように色紙を振って立体感を出したりするなど貼り絵の技術が抜きに出ていた。この技術向上には、学園顧問医の式場隆三郎による指導の影響が大きいいわれている。

山下清の作品が世間に発表されたのは、1937(昭和12)年に早稲田大学講師戸川行男が早稲田大学で「特異児童劣作展覧会」を行なった時である。この「特異児童」とは、現在の知的障害児のことを指し、久保寺保久が「精神薄弱児」という言葉を嫌ったために「特殊児童」という言葉が使われた。その後、「特異児童作品集」が発売されたことによって、知的障害児の絵画の素晴らしさが世間に知られるようになった。

戦時色が強くなった1940(昭和15)年、山下清は徴兵を逃れるため学園から脱走し、松戸・取手から全国へ放浪の旅を行なった。途中、ふらりと施設や実家に戻ってくるなどしていたが、放浪をしている状況は1954(昭和29)年まで続いていた。このような状況をモデルにして

「裸の大将」シリーズが作られるようになった。ドラマの中で描かれている山下清は、旅先で恩人と出会いそのお礼として旅行先で貼り絵を作成しているが、実際は旅先での作品はあまり無く、八幡学園もしくは実家で作成されている。1971(昭和36)年49歳で亡くなるまで山下清は全国・海外にと旅行をし、数々の作品を残している。

上記のような人生を歩みそして芸術性の高い作品を残してきた山下清は、現在の障害児(者)芸術の目標となるものとして考えられている。しかし、現状の障害児(者)芸術にそのまま当てはめるのはあまりにも短絡的であると考えられる。まず、比較的山下清の能力が高いといえることである。時代的に軽度知的障害児(者)を受け入れる余裕があったこと、それは現在のような産業構造・機械化が進んでいる状態ではなく、中心が人力・農業中心の社会であったことも関係している。山下清の日記にも登場してくるが、彼は放浪中はぼ浮浪者のような生活をしてたと書いてあるが、時々住み込みで弁当屋や魚屋で働いている。そして金銭管理も完璧であるとはいえないが、自分で行われている様子がわかる。この様子を見ると、山下清はボーダー層に近いことがわかる。現在の社会福祉制度や教育制度のもとで援助・教育を行なうとするならば非常に高い能力が発揮することができたと考えられる。

山下清のすばらしい能力には、放浪の際の景色を記憶する記憶力があるといわれている。貼り絵などの作品を作成する際に、その下地になるラフスケッチなどを現地ですてから作成するのが通常であるが、山下清の場合は放浪中全くスケッチをしないで作成していた。その記憶力は年々向上し、それと同時に作品の質も向上していった。そのほかにも、タッチ・色彩感覚・作品の緻密さ・遠近法など、印象派作家に近いなどと評価されている。

このような評価されている山下清とほかの障害児(者)芸術と比較するのは難しい。しかし、戦前から戦後直後の障害児(者)に対する厳しい状況の中で一芸術家として評価され、障害児(者)芸術の希望・目標となっているのは素晴らしいことである。

2. 知的障害児にとっての芸術活動について

私たちの生活の中で、芸術とは生活の質を高める上でも必要な物の一つであるといえる。それは、障害児(者)にも当てはまるものであるが、何故社会福祉の立場から障害児(者)に対して支援を行なう必要があるのだから

うか。

岡村重夫³⁾によると、すべての人々には、その生命を維持しているうえで避けることのできない共通の生物的衝動 (biological drive) (または本能) がある。その生物的衝動は大きく分けて3つに分けることができる。それは、自己保存の衝動 (drive for self-preservation)、自己継続の衝動 (drive for self-perpetuation)、自己表現の衝動 (drive for self-expression) がある。さらに、この生物的衝動 (biological drive) は二群に分けられる。それは、「生理的要求」と「心理的又は社会的欲求」である。生理的要求とは、食欲・睡眠・呼吸・性欲等、いわゆる身体的活動の欲求である。一方の「心理的欲求」は、人間の対人的交渉において見られる基本的な要求である。その種類は、家族や他の人に愛されたいという愛情 (affection)、家族・仲間などといった所属 (belonging)、社会的価値のある仕事・活動に成功したいという成就完成 (achievement)、他人の干渉を受けずに自主的に活動し、物事を自発的に選択したいという独立 (independence)、自分の行動が他人から感謝されたり、ほめられたりしたいという社会的承認 (recognition) の要求がある。愛情と所属の欲求は、人の精神的安定 (feeling of security) をもたらすことから『安定の欲求』、成就・独立・社会的承認の欲求は自己充実感 (feeling of adequacy) を与えることから『自信又は独立の要求』とも言われている。この生物的衝動を制限されると人間は不適応行動を行なう。

以上のことは、心理的立場からみた人間の欲求であるが、社会福祉の立場から人間の欲求をみると、社会制度との関連が必要になってくる。それは『社会生活の基本的欲求』である。この『社会生活の基本的欲求』とは、上記の「人間の基本的要求」とは異なり個人の生活にとって最低必要なものと、社会自体の存続の最低必要なものとの調和に成り立っている。その要求とは、(1)社会成員の生物的機能の維持、(2)貨幣およびサービスの生産と分配、(3)社会成員の後継者の生殖、(4)新しい社会成員の社会化、(5)秩序の維持、(6)社会的動機づけ—文化的機能の6つの欲求がある〔ベネットは六つの基本機能と読んだ〕。この『社会生活の基本的要求』によって、現在の社会制度が成り立っているといえる。生物機能の維持の欲求を維持するために、医療機関が存在し、貨幣・サービスの分配のために租税・社会福祉制度が存在し、秩序の維持では公安組織、社会成員の社会化で教育制度

などが成り立っている。

そのなかで、障害児(者)芸術に関連する欲求とは『社会的動機づけ—文化的機能』であるといえる。この欲求は他の「社会生活の基本的欲求」が理解し、動機づけされたときに機能し始めるとされている。確かに、生命の維持・生殖・貨幣の生産・秩序・教育は、人間が生きていく意味で必須のものであるといえる。そのなかで、文化的機能の欲求は弱いものかもしれない。事実、日本の歴史を見てみても、上記の欲求が比較的満たされている人間(身分)が文化を牽引してきたといえる。例えば、平安時代における宮中文化は、「社会生活の基本的欲求」の満たされている身分である「貴族」が牽引していたし、江戸時代に庶民文化が開いた時は、商業経済が確立し教育制度・租税制度が確立し多少安定していた時代であったといえる。

現在の日本社会に振り返ってみると、少なくとも上記の5つの欲求が満たされているといえる。もちろん全ての人々にはではないが、少なくとも「余暇活動」が問題化して芸術活動の問題があがってくるようになってきているのではないか。そのために「社会的動機づけ—文化的機能」の欲求が大きくなり、文化的機能いわゆる文化・娯楽に参加する機会の欲求が強くなっていくといえる。このような状況は、障害児(者)にもいえるものであり、文化・活動に参加する機会が求められているといえる。

また障害児(者)芸術には、芸術療法、教育の中の芸術という位置づけがある。芸術療法は、その名の通り芸術と療法が関わりあっており、絵を描いたり、音楽を奏でたりすることで、心の内面の理解が深めたりする治療効果がある。種類としては、箱庭療法、絵画療法、音楽療法、陶芸療法、コラージュ療法、詩歌療法などある。

教育の中の芸術は、「教育課程の中での芸術」、「芸術集中カリキュラム」、「芸術を通じての学習」がある。「教育課程の中での芸術」とは、学校教育のカリキュラムの中の芸術を指し、その目的は学習指導要領に記載されている。主に情操を伸ばすことを目的とし、作品の作成・芸術鑑賞などが行なわれている。「芸術集中カリキュラム」とは、学習の上達のために芸術活動を行なうことである。実際に絵を書かせることによって、知識を深めることや

視覚を用いて数の概念を身に付けることに芸術活動が行なわれる。芸術以外の学科内容と常に一緒に、子どもが積極的に芸術活動に参加し夢中になっているときに学

習効果が上がるプログラムである。「芸術を通じての学習」とは、障害児(者)の知的能力の開発に芸術を用いる学習方法である。芸術活動に参加することによって、学校で学習する能力と異なる、判断する能力、評価する能力、言葉では表せないものを経験する能力を開発するといわれている⁴⁾。

そのほかに芸術活動は、健康維持・機能開発に役立つものとしても行なわれている。紙ちぎりを行なうことによって指先の機能開発、いすに座って活動を行なうことによって集中力の獲得など、日常生活能力獲得のためにも芸術活動が行なわれている。

これらさまざまな意味づけによって、障害児(者)芸術は行なわれており、多くの障害児(者)が教育現場・福祉施設において芸術活動を行なっているのである。

3. 障害児(者)芸術の方向性

実際に障害児(者)の芸術活動を考える際に出てくる問題点がある。それは、障害児(者)芸術の方向性である。考えられる方向性としては、(1)障害児(者)芸術を芸術活動として捉えることと(2)仕事・職業として捉える方向である。

障害児(者)芸術としての概念は、障害児(者)が作成する作品を芸術品として捉え、自由に作品を作成しそこから発表されるエネルギーなどを発表していくことである。これら作品の発表の場として、養護学校や施設が主催する美術展や財団が主催し各施設から作品を募集する美術展が中心であるといえる。山下清のような世間に名の知れた作家である場合、単独で作品展を開催する場合もあるが、だいたい障害児(者)という冠がつく作品展で障害児(者)が作成した作品が発表されている。このような状況の場合、普通の芸術作品と異なり障害児(者)が自由にそして大胆に作成している作品が多く、健常者が作成する作品とその作風が異なっている作品が多い。障害児(者)が作成した芸術作品の中で、独特の色彩感覚や表現をしている作品もあれば、障害児(者)がただそのときの気持ちのおもむくまま作られている作品もある。つまり玉石混濁状態であるといえる。

一方、仕事・職業として捉えていく方向としては、さらに二つに分類することができる。ひとつはアートビリティのような、障害のために埋もれている才能を発掘し世間に発信していくところと売れる作品を作るという前提のもとに作成しているところもある。これら二つの考

え方には双方とも作品を制作することによって、一定の収入を得ることを目的としている。そのため、製作する作品に一定のレベルが求められるなど、上記の障害児(者)芸術のとらえ方とは異なっている。現在の活動状況を見ても、障害児(者)芸術を作品として捉える、いわゆる福祉的側面としてとらえる方向が中心である。

この二つの共通するところとして、いわゆる福祉的要素をできる限りのぞくことによって、一般(芸術の分野に一般と福祉が存在しているか不明だが)の芸術に近づけ、そして競争していく。そして、全体的地位を向上することを目的としていることが考えられる。「自分で稼ぐ」、「自分の力で稼ぐ」という考え方である。これまでの「障害者」という名をやや意図的につけていた状況から、本当に才能があるのなら遠慮なくお金を取れる形での発表を行なっていくという趣旨である。この考え方は、現在の一連の福祉の流れ「措置から契約」といった考え方に近い位置づけであるといえる。しかし、この方法は一定のレベルに達していない人を排除してしまうという危険性がある。実際にアートビリティでは、このような選考が行なわれている。そのため選考にもれてしまう障害児(者)アーティストが存在してしまう。そのような人々にどのような援助方法があるのか、また現状の障害児(者)芸術のままでいいのかを考えていかなければならない。

4. 施設における障害児(者)芸術

さまざまな場所(施設・養護学校等)で行なわれている障害児(者)芸術は、陶治的目的を中心に進められているが、実際にはさまざまな社会的影響を受けている。まず施設側からみると、本人の能力と指導力、金銭面の問題である。特に重度の知的障害児(者)が大きく影響を受けているといえる。知的障害児入所施設では、措置延長による成人利用者が入所している。その数は、入所定員の25%から多いところでは80%程度占めている。そのため、本来の児童(18歳未満)のみならず、成人に対する生活指導を行っていかなければならない。また、施設に残ってしまう成人利用者の障害程度は往々にして重度・最重度の人達が多い。そのような利用者に対する日中活動の提供を行なう場合は、能力に応じた活動になってしまう。それは、芸術活動にも言えることであり、最重度の利用者には複雑な作業をすることができないため、単純な作業工程による作品になってしまう。

指導力の問題としては、施設で援助を行なう職員の指導能力の問題である。上記のような人数構成である入所施設では、成人利用者に対して日中活動の援助・提供を行なう必要が出てくる。施設の援助職員は、保育士・児童指導員から構成されている。保育士は、養成カリキュラムや資格試験において芸術活動に関することに触れてくるが、児童指導員はその資格条件が広いため職員の能力格差がでている。児童指導員の資格条項⁵⁾をみてみると、

1. 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2. 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者
3. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
4. 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認められたもの
5. 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認められたもの
(児童福祉施設最低基準第四十三条)

といったことである。この条文の中を見ても、大まかな条文であるといえるが、これはこの基準が作られた当時の施設を取り巻く環境が影響しているといえる。また、現在児童指導員になるのは、福祉を専攻してきた人が多く、芸術活動の経験が少ないことが想像でき、利用者に対して適切な指導を行なっていくことは非常に難しいといえる。その一方で障害児(者)に対して安易に指導しやすいという側面がある。障害の程度が重いほど、指導する割合が増えていきがちであり、本来の障害児(者)が作成したものと懸け離れてしまうという問題がある。

また金銭面に関しても、さまざまな制約が加わってしまう。もともと福祉施設自体に対して潤沢な予算配分が

なされているのではなく、最低限度の予算しか配分されていない。職員の配置も最低限度の状況で、そして予算が少ない環境では十分な活動が行われることが難しい。このような状況を変えようとして、援助職員は少しでもお金を稼げる方向へと活動内容を変更していても致し方がない状況であるといえる。

このような状況の障害児(者)芸術を考えると、前述の障害児(者)芸術の方向性とはいったい何なのかを考えさせられてしまう。障害児(者)芸術を考えるそれ以前の状況であるといえる。このような状況はすべての施設に当てはまるわけではないが、重度・最重度の利用者に対する環境は、非常に厳しいといえる。

教育の面から見てみると、施設側から見た問題と同様に様々な問題点がある。それは、

1. 知的障害児の美術教育研究は手つかずの領域で、また教員も専門美術教師が必ずしも(小・中・高学年に)配置されているわけではないので、図工・美術の指導に困っている場合がみられる。
2. したがって、絵、立体、デザイン、工作などの具体的な指導(教材・題材に対する技能・技法、表現・制作上の指導上のポイント)に対するアドバイスが必要としている。
3. たとえば、ほとんどいつもなぐり描きしかできない子どもの指導はどうしたらよいかそのままずっと同じことをさせ続けていいのか、というような具体的な問題に適切に答えてくれる人がいない。
4. また、知的障害児は(美術)教育以前に将来のための生活や就職に役立つ生活単元学習や作業学習が多いために、自由に表現するという美術教育の方法を十分に生かせる場が少なく、美術教育自体も技能訓練的になる場面がみられる。
5. しかし、知的障害児の(美術)表現はすばらしく、これを彼らが(表現者として、あるいは生活者として)生涯生かせる場面をどのように作れるのか。その基礎を学校教育はどう保証していくのか。

といった問題点である⁶⁾。養護学校に配属される教職員は、必ずしも障害児教育に関して深い知識を持っている人が配属されているとは限らない。人事異動において初めて障害児と触れる教員もいることが想像できる。そのような状況では教員が指導方法に悩んでしまうことが

想像できる。また、学習指導要領に書かれている内容も抽象的内容が多く、教員の能力に左右されるような教授内容となっている。養護学校では、普通学級と異なり日常生活習慣の獲得や卒業後の就労に向けての教科が存在している。友達と一緒に遊ぶ事や生活習慣の獲得、集団生活の中での責任等を獲得することを目的としたいわゆる生活(小学校における生活科とは異なる)や作業技術・知識の獲得を目的とした職業という教科である。これらの教科は、座学での教科とは異なり、さまざまな経験をすることによって習得するものである。そのため、普通の教科(国語・数学)といったものよりも重点項目として位置づけがなされている。

一番の問題点としては、5番目にあげられている問題である。つまり養護学校の美術教育は、障害児(者)芸術の基礎形成の場となりうるのかということである。現在の特殊教育の就学状況は、1978(昭和53)年の就学義務化以降障害児の学習権が保障されるようになり、学習の場・日中活動の場として養護学校が認められてきている。事実、以前、入所施設において行っていた授業・活動は重度・病弱児を除いて行なわれなくなり、そのほとんどがスクールバス等による通学が行なわれている。養護学校で習得した技術の上で、各種企業・作業所へと就労している現状では、養護学校での授業内容が重要であると言える。それは、障害児(者)芸術にもいえることである。芸術活動をその生業とする場合にしても、また日中活動の一部として芸術活動を取り入れる際にも、それまで積み上げてきた能力というものが重要となってくる。

福祉・教育に関する問題点をあげてきたが、もっとも重要なことは福祉・教育が協同して動いていない状況であることである。個々に動いている状況では、お互いの能力が発揮される状況にはならないと思われる。やはり福祉と教育の間には見えない壁があり、お互いの状況をあまり知らない状況というのが続いてしまっている。その原因としては、お互い自分の専門分野の角度でしか状況を把握していなく、全体的視野を見られていないからではないだろうか。福祉・教育という分野は、戦後それぞれが分かれて発展してきた歴史がある。そのため、福祉・教育が持っているバックグラウンドというが異なり、子どもたちへの着眼点というのも異なってくるのは当然である。そのため、障害児教育が明確化されて半世紀、就学保障されてから25年経っても大きな変化が無く進

んでしまった。今後、障害児(者)芸術活動を支えていくためには、福祉・教育と一緒に考えていく必要がある。指導方法・技術の開発など、お互いの知識・経験を出し合い、より良い発展が必要である。

おわりに

日常生活の中に芸術活動を取り入れている生活は大変素晴らしい生活であるといえるが、現状としてはそのような生活がなされているとはいえない。現状は、参加できる人は参加し、参加できない人はそのままの状況に取り残されているといえる。果たしてこのような状況は、ノーマライゼーションの精神に沿った状況であるのだろうか。

ノーマライゼーションの意味は、「障害をもつ人でも、地域の中で普通に生活できるようにすること」⁷⁾であり、この考え方が福祉全体に与えた影響は大きく、さまざまな活動・施策に必ずといっていいほど入っている。この考え方は、今後の福祉・教育政策に必須のものであるが、名前だけの先行ではいけない。自ら脳性まひで、障害者芸術の歴史を研究している花田春兆は、ノーマライゼーションに対して次のように言っている。「ノーマライゼーションという発想は、そもそも能力の違いをちゃんと見た上でのものでしょう。日本はそれを無視してしまっている。」⁸⁾

現在進められている障害児(者)芸術は、できる人のみを対象にしている。能力があるのに発表できない場合は発表する場を提供し、芸術性を追及する活動等が行なわれている。しかし、そこからもれてしまった障害児(者)はそのままいいのであろうか。アートビリティ代表の戸原一男は福祉と芸術に関して、以下のように意見を言っている。

「大体芸術と福祉自体が矛盾していると思います。福祉の根底には、参加や平等の観点があるのに対して、芸術はその対極にあり、能力のある人が、どんどん認められ、伸びていく観点をもっていると思います。その意味では福祉の中における芸術活動の正否を問うような問題になってくるように思います。」⁹⁾

果たして、福祉と芸術は矛盾しているものなのであるか。確かに福祉は、平等という概念が根底にあり参加することに意義があるといった見方もある。しかし、平等というのはみんな平等ですべての人が同じ活動に参加できるといった意味ではない。それぞれの状況に則した

活動や支援を受けるという意味である。

アメリカ障害者芸術家協会 (NIAD: National Institute of Art and Disabilities) では、日本で行なわれているアートビリティのような障害を持つ人の作品をプロの作品として展示することや収入の道を切り開くような活動を行なっている。しかし、日本と異なるのは、特別に芸術のセンスのある人を集めているのではなくて、希望した人をすべてメンバーとしていて、芸術家などアドバイスする専門スタッフが存在していること、子どもたちに対する芸術クラスを開いているところである¹⁰⁾。

社会参加できる能力を持っている人が、障害児(者)芸術に参加できる日本の状況にくらべ、NIADの活動は非常にすすんでいる。本来、芸術家とは広い裾野の中から優れた作家を指す。それは、これまでの学校教育の中で、サークル活動等で指導を受け、切磋琢磨した上で存在している。しかし、日本の障害児(者)芸術になると「福祉」と「芸術」という両極端の活動しか行なわれていない。

これはある意味、現在の福祉政策の現状を表しているのではないだろうか。「福祉と市場原理」、「福祉と教育」という両極との対立と似た構造である。一番大切なことは障害をもつ人のことを第一に考えていかなければならないことである。そのための援助者の意識、職員の養成、他分野との相互交流が必要であるといえる。これらは福祉系学校や障害児(者)施設、地方公共団体などの責務であり、そのことによって、これからの障害児(者)芸術の発展がかかっているといえよう。

註

- 1) 堀尾恵太郎「障害児を取り巻く社会とその生活について」東京家政大学生生活科学研究報告、第25集、所収
- 2) 式場隆三郎「山下清の人と作品」山下清-山下清放浪日記 日本図書センター 1999 所収 pp.207-211
- 3) 岡村重夫「社会福祉学(総論)」柴田書店 1967
- 4) フローレンス・ルーデインス・カツ、エリアス・ツ「障害と芸術」障害者文化芸術振興に関する実証的研究事業報告書 平成6年度 (財)日本障害者リハビリテーション協会 1995 pp.124-125
- 5) 社会福祉小六法平成12年度版 ミネルヴァ書房 2000 p.188
- 6) 茂木一司・宮野周・齋藤有香「知的障害児の芸術の実践研究―描く活動の場合―」 p.1
- 7) imidas 2001 集英社 2001 p.549
- 8) 花岡春兆「豊かな内部世界の表出を」月刊福祉1996年6月号 全国社会福祉協議会 1996
- 9) 戸原一男・佐藤久夫「芸術と社会福祉」月刊福祉2002年1月号 全国社会福祉協議会 pp.57-58
- 10) 注9の文献 pp.20-123

参考文献

- 1 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月) 財務省印刷局 2003
- 2 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説―各教科、道徳及び特別活動編― 東洋館出版 2001
- 3 一番ヶ瀬康子 河東田博 編「障害者と福祉文化」明石書店 2001
- 4 花田春兆「日本の障害者―その文化的側面」中央法規 1997
- 5 石川准・長瀬修「障害学への招待-社会、文化、ディスアビリティ」明石書店 1999

Abstract

The handicapped children's life and the society is improving gradually from the influence of an idea called normalization.

Although based on efforts of care worker, welfare facilities, governmental agency, etc., it has not resulted in improvement in a handicapped children's leisure-time activity.

The interaction of education and welfare is indispensable to development of handicapped-children art, and the instruction personnel's consciousness and the skill are important for it.